（一）　昭和24年5月23日（第三種郵便物認可）　第264号　大分市報　昭和32年7月1日

大分市報
毎月1日15日発行
発行所
大分市役所
編集兼発行人
兼田俊生
印刷所　KK明文堂

引揚者給付金の支給
説明会は七月上旬より
全員市報持って参加のこと

今年から引揚者を対象に引揚者給付金を支拂うことになりました。これは終戦のため海外で蓄えた全財産や全生活基盤を喪失し、着のみ着のままで引揚げてきた気の毒な方を、国が国家の責任において救済するため、第二十六国会で成立した引揚者給付金等支給法にもとずくものです。

そこで市社会課では早速七月上旬から、各校区別に説明会を開き、給付金支給についての具体的な説明をすることになりましたが、提出書類が多いことと内容が複雑のため、該当者は必ずこの市報持参の上、全員参加するようにお願いします。

なお給付金支給の手続について、次にその大要を説明します。

引揚者給付金等が支給される該当者は、つぎにより請求手続きをして下さい。

一、引揚者とは

❶ 昭和二十年八月十五日まで引続き六ケ月以上本邦以外の地域に生活の本拠を有していた者で終戦に伴つて発生した事態により八月十五日以後本邦に引揚げたもの

❷ 昭和二十年八月九日まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠を有していた者で、ソ連参戦に伴つて発生した事態により八月九日以後同年八月十四日以前に本邦に引揚げたもの

❸ 昭和二十年八月十五日まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

❹ 終戦に伴つて発生した事態により、昭和二十年八月十五日以後引続き外地に残留を余儀なくされた者で昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引揚げたもの（戦犯、強制留用者）

二、引揚者給付金の請求及認定について

請求書はこれを受けようとする者が請求書を現住地の市長に提出する

三、引揚者の給付金の額

昭和二十年八月十五日における満年令により支給される。但し戦犯、強制留用者に就いては年令に制限はない

❶一般引揚者

引揚後の死亡者（昭和三十二年三月三十一日までの死亡で死亡の当時二十五才以上）

満年令	遺族給付金の額
五十才以上	二八、〇〇〇円
三十才以上五十才未満	二〇、〇〇〇円
十八才以上三十才未満	五、〇[illegible]円
十八才未満	[illegible]〇〇〇円

❷終戦より上陸までの外地死亡者

年令	遺族給付金の額
十八才以上	二八、〇〇〇円
十八才未満	一五、〇〇〇円

❸戦犯、強制留用者は二八、〇〇〇円

四、引揚者給付金を受ける事が出来ないもの

昭和三十一年分の所得税が八万八千二百円をこえるもの及びその配偶者

五、引揚者給付金の請求を却下された場合は一年以内に書面で厚生大臣に不服の申立をする事が出来る

六、請求の種別

①一般生存者　②遺族　③戦犯、強制留用者

七、請求提出書類（説明会の時に交付する）

一般生存者提出書類

❶ 引揚者給付金請求書

注意

イ 「請求者との関係」欄は請求者（請求者が引揚者の相続人であるときは死亡した引揚者）との続柄及び生計関係を記載すること。

「ロ法第五條第二項に規定する者であるか否かの別」欄は戦犯、強制抑留者は〇印、その他の者は×印を記入すること

❷ 外地における状況、引揚の状況等に関する申立書

注意

イ 履歴書その他の状況は外地渡航又は外地で出生したときから昭和二十年八月九日（十五日）までの就業、轉職、轉業、住所移轉、応召、入学等の状況を年月日をおつて記入すること。

ロ 就職、応召、入学した場合はそれぞれ就職先の地位、応召部隊名、入学学校名を又自営業の場合はその業種を必ず記入すること。

ハ 職業欄は昭和二十年八月九日（十五日）において入営又は応召中であつたときはその者の職業を記入し、その下に括孤をつけてその中に「応召中」又は「入隊中」と記入すること

❸ 以上の申立を証明出来る書類

イ 引揚援護局で発行した引揚証明書。

ロ 在外公館、居留民団体等が当時発行した外地居住、引揚身分等を証明する書類又は許可認可等に関する書類

ハ 外地関係の団体、会社等が当時発行した外地居住、引揚[illegible]等を証明する書類、

ニ 当時の確実な資料を現有している外地関係の団体、会社又はこれらの継承機関が当該資料により証明した外地居住、引揚身分等に関する書類

ホ 官公署の証明した履歴書

ヘ 外地に於ける出産、寄留等の記事がある戸籍書類

ト 当時の日附がある通信文

チ 外地において受拂がある預金通帳

リ 市町村長が発行した引揚による轉入、又は外地移住による轉出に関する証明書

ヌ 引揚者援後物資配給証明書

ル 外地における学校の卒業証明書等

ヲ 其の他右に掲げる書類に準ずるもの

❹ 所得税額証明書（請求者全員

❺ 昭和三十二年四月一日に於ける戸籍の謄本か抄本又は住民謄本、遺族の請求については、戸籍謄本一通を必要とする

❻ 引揚者受給権譲渡書

❼ 本籍地証明

❽ 引揚者国庫債券印鑑等届出書

遺族者提出請求書類

❶ 遺族給付金請求書

❷ 死亡した者の外地に於ける状況、引揚状況、引揚者の死亡状況等に関する申立書

注意

イ 履歴書その他の状況は外地渡航又は出生した時から昭和二十年八月九日（十五日）までの就職、就業、轉職、轉業、住所移轉、応召、入営等の状況を年月日を追つて記入すること。

就職、応召、入学した場合は、それぞれ就職先の名称、所在地及び就職先の地位、応召の部隊名、入学学校名を、自営業の場合はその業種名を必ず記入すること。

ロ 職業欄は昭和二十年八月九日（十五日）に於て、入営又は応召中であつた時は、その者の職業を記入しその下に「応召中」又は「入営中」と記入すること

❸ 右申立の証明書類

❹ 遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がないことの申立書

❺ 所得税額証明書

注意

イ 昭和三十一年度分の本人及び配偶者所得税額の合計額が八万八千二百円以下である時は、昭和三十年、二十九年度分の所得税額は記入の必要はない。

ロ 請求者又は譲渡者に配偶者がない時は、当該配偶者の[illegible]には「配偶者なし」と記入すること。

ハ 当該市町村長が昭和三十二年度分の市町村民税を賦課すべき者でない者については、三十一、三十、二十九年分所得税額欄に「他市町村賦課」と記入すること。

❻死亡者の死亡当時に於ける戸籍謄本が其の後に異動あるものは異動後の謄本

❼引揚者国庫債券印鑑等届出書

八、引揚後の死亡者は、昭和三十二年三月三十一日以前の死亡で死亡の当時二十五才以上であつたもの。

九、遺族及び其の請求順位

❶配偶者❷子❸父母❹孫❺祖父母❻兄弟姉妹で同一生計か生計関係があるもの。

十、国債は十年間償還の記名国債で利率は年六分

十一、国債の発行は昭和三十二年六月一日附で、支給は毎年五月三十一日各人希望の郵便局で受領する。

十二、引揚者給付金の請求は、昭和三十二年四月一日より三年間に請求しないと権利が消滅する。

六月市議会終る

監査委員　飯田議員
福田多吉氏　に決定

大分市議会第三回定例会は、六月十七日から三日間に亘つて開催され、議案七件、報告二件、議案四件、陳情十三件を審議し、議案七件を原案どをり可決、請願一件、陳情七件を採択、請願三件、陳情五件を継続審査に付しました。

またこの日前監査委員甲斐楢英議員と、秦野真一氏の任期満了に伴い、新監査委員の選任の同意が承認され、新監査委員には飯田正男議員と、福田多吉氏が選任されました。

提出議題次のとおり。①大分都市計画街路前線の一部改良工事の事務委託に関する規約締結②中島地区土地整備事業に関する宅地分譲條例の一部改正③議決事項の変更（市営青果市場）④市営青果市場上屋の増築、⑤大分市清掃條例の一部改正⑥大分市監査委員の選任同意方について⑦市道路線認定

採択された請願、陳情は次のとおり。

〇請願

①駅前西側産業道路の一部舗装について

〇陳情

①上野六坊旧海軍工員宿舎跡国有地の返還又は買上げ方について②柞原放生池にキャンプ場設置方について③大道小学校々舎改築について④春日分団消防車格納庫の改築⑤辨天海水浴場の設備方について⑥春日浦工場専用水道新設方について⑦若竹公園一帯の騒音防止について。

引揚者給付金の請求手続説明会

市社会課では四日から八日まで引給付金の説明会を各校区毎に行うことになりました。該当者は当日必ず筆記具と本市報を御持参下さい。

日	時	校区	場所
四日	午前九時半	東大分、津留 日岡、桃園	東大分小学校
〃	午後二時	金池、長浜、荷揚	長浜小学校
五日	午前九時半	春日	王子中学校
〃	午後二時	中島	碩田中学校
六日	午前九時半	滝尾	滝尾出張所
〃	午後二時	南大分	南大分中学校
八日	午前九時半	八幡	八幡小学校
〃	午後二時	大道	大道小学校

監査委員就任に当って

公認会計士　福田多吉

私は銀行や会社商店の業態に就ては一通りの智識はもつて居りますが、官廳業務に就ては全然門外漢であります。官廳業務に就て全然素人である私が敢て市の監査委員をお引受け致しましたのは、監査委員の仕事の内で最も大きなウエートを占むるものは会計の監査であり、又監査の理論や方法は監査の対象が官廳会計たると商事会計たるによつて異るとは思いませんので、やればやれぬ事はないと思つたからであります。

差当り私は市会計の組織に就て不正の行われない様な仕組が出来て居るが、又仮令不正過誤が行われても、是が容易且つ急速に発見されるような帳簿体系が整つて居るが、更に又会計事務の運び方に今一段能率が上るような改善工夫を加える余地はないか、などの諸点に就て吟味検討したいと考えて居ります。是等の目的を達成する為に、監査事務局の係員の方々を始め、全吏員の皆様方の心からの御協力を切に御願申上げる次第であります。

市民の皆様え

大分市議　飯田正男

今回監査委員の要職に就任することになりましたが、監査委員制度は、昨年の地方自治法の大改正に当り、他の行政委員会は整理、縮少の方向に向つて論議された中に、唯一つ権限の強化拡充が行はれたものでありまして、地方行政に占めるウエイトは益々重大さを加えております。

申すまでもなく、真に市民に奉仕するための地方自治の確立を果すためには、何と申しましても、地方自治行政の自主、自律態勢の整備が急務であり不可欠な事であります。

監査委員制度の任務は、先づこの要請に応え更にまた地方行政の公正と能率化を図つて行く事に努力しなければならないと思つております。

市民の血税によつて運営されていく市政が、常に公正で且つ能率的に行はれているか否かは、市民の皆様方の重大関心事であるべき筈であらうと思います。

従つて就任致しましたからには、市民の代表として皆様に代つて充分この点を注視し、明るい、よりよき市政の推進に、一役を果し御期待に添いたいと堅く決意を致しておりますので何卒市民の皆様の御協力と御理解を切望致します。

〃みつばち飼育者は届を〃

みつばち飼育者は養ほう振興法に基き毎年飼育届を縣知事宛に提出することになつて居ります。届出用紙は各出張所に準備してありますので、飼育者はもれなく早急に市農務課経由の上届出でをお願い致します。

事業所統計調査員決る

七月一日現在で全国一斉に行われる。事業所統計調査には、次の調査員六〇名が決まりました。それで会社、工場、個人商店学校、病院など、調査対象になる事業主の御協力をお願い致します。

担当町名	調査員氏名
田ノ浦、下白木	河野正行
上白木、上、下八幡	河野季宣
大久保、御幸、東八幡、金谷迫、上白木一部 机張原	姫野豊子
大分港	久保田直次
浜ノ市、西生石	多賀肇
東生石、南生石東、南生石西	池田義雄
王子町三丁目、南王子町三丁目	二宮義雄
王子町一、二丁目	芦刈ヨシエ
南王子町一、二丁目	植木由太郎
東春日、西春日、南春日	生石子晧
勢家、勢家本町	油布虎彦
春日町	是永奈良吉
浜町南、北	山本久司
浜町東、芦崎	二宮清子
新川東	木村利雄
新川西	児玉行平
新中島南、東、西、弁天、中島北	光根梅子
中島東	牧仁志
城崎、舞鶴	佐藤政雄
中島、中島西	辛島敏夫
船頭町	菊池正俗
堀川町	川口栄一
荷揚北、西	清田直喜
紺屋町	木村直喜
北新町	上原義男
西新町一、二、三丁目	佐藤金馬
西新町四、五、六丁目	角野義信
駅前、南新町	久野新市
竹町	中村弘
本町三、四丁目	高橋源六
京町（大一マート）	御竿信吉
若草、於北町	磯崎茂穂
本町一、二丁目（名ケ小路、中上市町、中央の一部）	津高宝
下市、小物座町、仲ノ町、天神町、唐人町、栄町	長岡幸雄
荷揚南、南新地	藤田陽一
長池町、稲荷町	吉松利男
塩九升町、米屋町	江藤孔雲
長浜東、西、南	中村勇
金池北	工藤十多
金池南	藤原仲治
東新町南、北	佐藤林平
坊ケ小路、顕徳寺町	佐藤可也
元町、古国府	小野秀夫
六坊北、東、南、上野東	河野全一
上野北、南、律院	河野保
草場、田室町	江熊繁之
大道一、二丁目	森敏
大道三丁目、新大道、東大道	森田吉五郎
大道、四、五、六丁目	伊藤伝
志手、椎迫	園田宗平
庄ノ原、深河内、竹ノ上、永興	古沢馨
旭町、南太平寺	西村政五郎
三ケ田町	宇野薫
上判、明磧、尼ケ瀬、田中	小野[illegible]
豊饒、羽屋、畑中、上田	後藤定夫
富岡、津守、曲、片島、羽田、米良、北南 下郡	牧四十二
今津留、岩田町、大津、花津留	河野喜実
中萩、東萩原、西萩原、牧	幸ツルエ
日岡全域	加藤民江
桃園全域	佐内マツエ

復興土地区画整理審議会 委員の選挙

名簿縦覧　自七月十二日　至〃二十五日

場所　大分市計画課内

戦災後十有余年、皆様の絶大な協力により、復興都市計画事業も当初計画通り遂行されましたが、まだ精算と換地登記事務が残つており、早急な解決を急いでおりますが、今度法律の改正と新法施行により、これまでの区画整理委員の方は、一応解任となり、従つて新たに土地区画整理審議会委員の選挙を行わねばならない事になりましたこの選挙により選出された委員により、残された精算事務を遂行することになりますので、更に皆様方の御協力を願わねばならなくなりました。

㊀選挙人名簿の縦覧

すでに成つた復興土地区画整理区域内の有権者について、選挙人名簿の縦覧を行います。場所は市役所計画課内で、七月十二日から二十五日まで行い、縦覧期間を終つた翌日から、八月八日までを異議の申立期間とし、八月十二日から二十一日まで告示をもつて立候補者を受付けることになつています。選挙は九月一日（日曜日）大分市役所市議会議事堂で行われます。

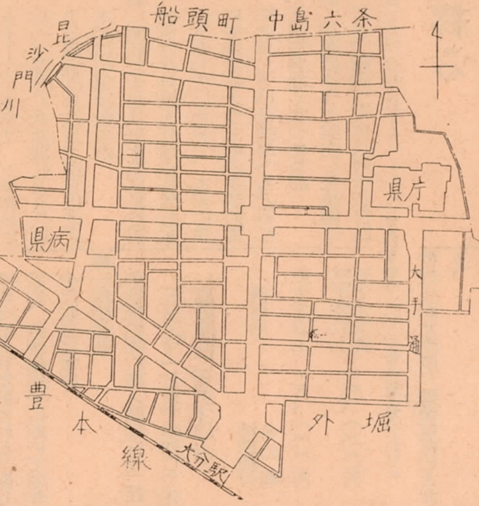

監査委員制度

地方自治法によると監査委員の定数は市町村二名で、委員の選任は、市長が議会の同意を得て、議員及び学識経験者の中から、各々同数を選任することになつており任期は議員の場合は議員任期中、学識経験者にあつては三年となつている。

職務権限は市が経営する事業の管理、出納其の他出納関係を主とした事務の執行状況を、期日を定めて自から監査する外、議会や市長の要求があつた場合にも、臨時に監査を実施することになつている。

市清掃条例を改正

貯溜槽の管理を完全に

農家では肥料につかうふん尿の貯溜槽を市街地や人家、主要道路に近接して、あちこちに造り、しかも何らの覆もせず、そのまゝ放置してあるようです。このため市民の間には、これは環境衛生の点からいつても放つておけない問題であるばかりでなく現在大分市で実施している「はえ」と「か」の駆除運動を阻害する外、通行人が落ちこむ事例もあつて危険なのでこの際、早急にこの対策を講じてほしいという強い要望がありました。そこでこんど大分市の清掃条例を改正して、市内の特別清掃地区内で新しく「ふん尿貯溜槽」を築造する場合、その位置や構造について制限をし、その設備や衛生的管理についての義務規程をもうけ、現にできている「ふん尿貯溜槽」にも適用して、取締りを行うことになりました。この改正清掃条例によりますと、❶「ふん尿貯溜槽」の位置は人家、井戸、国縣市道より十米以上はなれていること❷貯溜槽の構造設備は不浸透質の材料で築造し、槽には必ず蓋をし、危険防止の措置を設け「はえ」「か」の発生しないように常に衛生的維持管理を行い、貯溜槽には見やすいところに設置者の住所氏名を必ず明示すること。❸現設の貯溜槽でも前記の構造設備を厳守しなければならない。❹この条例の適用される区域は、長浜、金池、中島、荷揚、大道、春日の各校区及び八幡校区の御幸町、南大分校区の三ケ田町と旭町となつています。

七月の農作業

稲作もこの頃では一様に考えるわけにはいかなくなりました。それは早期栽培では既に穂が出て今月末には収穫です。又きうりや七島藺跡作の晩化栽培はこれから田植が行われます。尚普通栽培の稲は今一回目の除草や追肥の時期と云つたように稲作に三つの型があるからです。

これら三つの型が大分市でも実行されていますから今迄のように一様の指導ではいかなくなつたわけです。つまり稲作の時期によつて、或は品種によつて各々栽培方法が違いますから灌排水の調節や肥料のやり方も違ふわけで、技術員も格別忙しくなつて参りましたしかしこれは大分市の為には喜ぶべき現象です。技術が進むに従い複雑な問題が起きてくることでしよう。せいぜい技術員を御利用下さい。

二化めい虫やいもち等の病害虫は環境や習性によつて発生するもので年により多少の違いはありますが大体毎年同じ頃発生するものですから良く注意して早目に防除をして下さい。

蔬菜＝きうりやトマト、なす等の果菜類をたくさんならせる祕訣は地上の温度と地中の温度の差を大きくすることです。真夏に向い地上温を下げるわけにはいきませんので土中の温度を下げてやらねばなりません。そのためには敷草を充分敷くことと、畦間に充分灌水することです。日中の少量の灌水はかえつて作物を傷めます。

今年の十二月十三日から四日間大分市で山口、九州各縣連合の園芸共進会、続いて二十日頃には本市主催の園芸共進会が開催されることになつていますので、蔬菜作りの方は特に良い種子を買求め出品の計画をお願いします。

果樹＝枇杷の収穫が終りましたら早速お礼肥をやつて下さい。

みかんの夏肥は六月下旬が施肥期ですが農繁期の関係でやつていない方は十日までには必ずやつて下さい。梅雨で表土が流され根の露出した果樹園は早急に根際に土寄せをし尚園が乾燥しないよう全面に充分敷草を敷いて下さい。又赤だにやえかき虫、かみきり虫、ルビロー虫、矢の根かいがら等の害虫が盛んに発生しますからみかん栽培暦七月を参考に駆除して下さい。

花卉＝チユーリツプ、水仙等秋植の球根は晴天続きの日に堀上げ陰干した後、薄暗い涼しい場所に貯蔵します。百合やグラヂオラスは開花後花だけを摘取れば球根も太り早く繁殖出来ます。花木類は落花後肥料（油粕）をやれば来年も又良い花が咲きます。

七島藺＝この月の手入を怠りますと収量も落ち良い青表は出ません早い処では今月末は収穫ですから除草は出来るだけ早くすませのだれが発生すれば硫酸ニコチンの八〇〇倍液を又はマラソン乳剤の二〇〇〇倍液を撒布、或はべつこう病の予防には六斗式過石灰ボルドー液を撒布しましよう。うら切りは茎の粒揃いと充実を均一にして倒伏を防ぐ効果がありますので、収穫期まで一回で済ませることなく二回に亘つてやつて下さい

家畜＝畜舎は清潔にしてはえやかを撲滅しましよう。山羊、緬羊の腰まひの発病期ですから予防薬をのませて下さい。

農事関係で御不審の点は遠慮なく農務課又は市出張所え御問合せ下さい。

昭和三十三年度の使用教科書展示会

大分市教育委員会では只今、明年（三十三年）使用する小、中学校、高等学校の教科見本の展示会を行つています。小学校用は春日小学校で、中学校用は王子中学校でそれぞれ七月二十日まで展示し、又中央公民館内の大分第一教科書センターでは小、中、高等学校の使用教科書を[illegible]、展示してあります。

水泳のシーズンを迎えて

毎年夏のレクリエーションの場として、又憩の場として、広く市民の皆様に御利用いただいておりました市内弁天の市民海水浴場を本年は愈々七月七日より開設することになり、また今津留の公認甲種市営プールも七月十日から一般に開放することになりましたので御家族連れか、近所の方々多数お誘いの上御利用下さいますようお知らせ致します。

◎弁天海水浴場

一、開設期間　自七月七日　至八月三十日

二、設備、脱衣所、シヤワー、水呑場、便所、休憩所、監視員詰所、放送施設、ベンチ、ビーチパラソル、ブランコ、イカダ、売店、救護員詰所、警察署員詰所

三、交通、市内巡廻バスが海水浴場附近まで運行されております。

◎市営プール

一、開設期間　自七月十日　至九月十日

二、使用料大人＝十円　学生、子供＝五円

尚雨天、水替の際はプールを閉鎖します。

成人学校教養教室の生徒募集

一、主催大分市中央公民館
二、期間七月十五日より半年間
三、募集人員五〇名
四、資格男女制限なし但し市内在住者を優先する
五、申込七月十日まで、ハガキに住所（詳しく）氏名年令職業勤先等明記の上大分市中央公民館宛申し込むこと。
六、時間午后七時半—九時半迄
七、会費不要
八、計画案
七月十五日開校式。家に関する法律常識　草場　勇氏
七、三〇日大分市の伝説について　立川　輝信氏
8、20　キリシタンセンターの構想　上田　保〃
9、10　日本の経済の動き　高崎　久〃
9、30　国際状勢　清原　宣雄〃
10、20　水素爆弾　黒瀬五三二〃
11、10　近代映画について　首藤　貞美〃
11、30　家庭の民主化について　篠　美智〃
12、15　青少年心理と教育　小池喜代蔵〃
1、10　大分市教育の現状　植木　栄助〃

修了者には修了証書を渡す。

光の消えた照明灯

どうかこわさないで下さい

最近頻々として町の照明灯が破壊されてすでに過失でない事実もはつきりしています一例を挙げると、舞鶴橋の場合は、両側円筒型二十二個中七個、両入口円型十二個の中十個までが破壊されています。遊歩公園の場合はこの道路にふさわしい十八の鉄柱が配置されていますが、その中十本のスイッチボックスが使用不能になりました。またつい最近では大道トンネル内の照明灯二十四個の中十四個までが無惨に破壊されましたが、この照明灯などは厚いコンクリート内に深くはめこんで出来ており、破壊するにしても決して容易なことでは出来[illegible]害です。

多くの市民の中には色々な性格を持つた人がいるし、不道徳な考を抱く人も少なくありません。然し何も自分に関係しない公衆のためにある共公物まで、衝動的な感情で破壊することは厳に慎しんで下さい。市民の方でこのような人を見かけた時は、他人ごとと考えず最寄の駐在所か、市役所まで至急御連絡下さい。

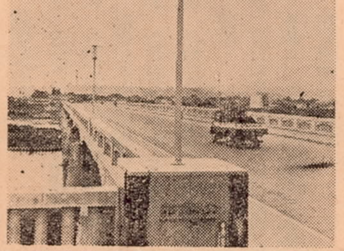

写真、舞鶴橋の破壊された照明灯

越盆資金を融資

七月は受付を二回に

市商工課では、市内中小企業者の皆様方に毎月一回小口融資の斡旋をして来ましたが、最近、金融引締其の他いろいろな事情で、企業経営に随分苦心されていることと思います。

そこで市商工課では七月に限り越盆資金など、いろいろな事情を考えて資金の融資を二回行うことになりました。

融資額、申込資格はこれまでと同じで、小口融資は十万円以下で事業実績一年以上、大口融資は五十万円以下で事業実績二年以上、申込資格はいずれも市税を完納している人となつています。

戸籍課に複写器を置く

市戸籍課では、戸籍の謄抄本作製のスピードアップをはかるためつい最近「コピア複写器一台（十四万円）を購入しました。これまで謄抄本の作製といえば、申込んで早くて二日、忙がしい三、四月は申込んで一週間位たたないと出来なかつた。勿論この場合は原本を一字一字複写するという非能率な方法であつたのが、この複写器では、原本を感光紙の上に重ねて押入すれば、スイッチの切換一つで焼付、現像が行われ、一—三分で原本と全く相違しない複写が出来る仕組になつています。

大分市七夕まつり

多採な行事日程決まる

市民行事の一つとして行われる七夕まつりは回を重ねるごとに盛大になつてきました。今年は七月二十日から三日間盛沢山な行事を実施する計画です。

主催者側ではこの行事を市民の皆さんから楽しまれ親しまれる行事にするため、その準備をすすめていますので、この期間中は、各戸に一本の七夕飾付けをして下さい。

この期間中の行事日程は次の通りです。

★第一日目（二十日）
❶七夕飾付コンクール審査　❷七夕飾付予想投票　❸自衛隊特別演奏会　❹七夕子供会　❺詩吟大会
★第二日目（二十一日）
❶ミス・ミスター七夕選彰会　❷七夕納涼映画
★三日目（二十二日）
❶七夕飾付コンクール審査発表と賞状授与　❷白髪、禿頭、長身、ひげ自慢（以上男子）長髪（女子）コンクール　❸職場対抗歌合戦　❹七夕納涼映画

なお期間中❶七夕写真コンクール❷商店宣伝提灯装飾❹打上げ花火、❺書き方大会等を行います。

ミス・ミスター選彰会

一、参加資格

市内在住者で結婚適令期の模範青年男女

二、参加方法

各校区毎に自治委員又は自治運営委員が協議して次の組数の人数を推せんすること（一組男女一名づつ）

金池校区七組、荷揚校区三組、長浜校区三組、中島校区七組、春日校区七組、大道校区五組、南大分校区四組八幡校区（神崎を含む）三組、滝尾校区三組、東大分校区（津留校区を含む）四組、日岡校区二組、桃園校区二組

三、表彰

推薦を受けた人には記念品と揃いの浴衣及び車代（一人当り百円）を差上げます。

四、七夕まつりパレード

七月二十一日午後六時までに揃いの浴衣を着て、男子は農業会館、女子はトキハに集合し、七時半同所を出発若草公園で交換会を催します。

七夕飾付コンクール

審査目標

❶優美華麗で涼味風雅なもので観光価値のあるもの

❷審査方法

団体と個人に分け更に個人を竹飾りと仕掛に区分して審査します。審査を受けたい方は審査の区分を記入して七月十九日までに市商工課に申込んで下さい。審査は主催者側が委嘱した審査員に一任します。

❸賞金

	団体	個人 仕掛	竹飾
特等	二千円　一名	五千円　一名	五千円　一名
一等	一千円　一名	二千円　一名	二千円　一名
二等	一千円　一名	一千円　三名	一千円　一名
三等	一千円　一名	五百円　五名	五百円　一名
佳作	五百円　十名	三百円　二十名	三百円　三名